

割賦販売小委員会における検討事項（第 1 回小委員会資料 5 より抜粋）

3. その他の検討事項

3. 1. 個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否

○教育ローンやリフォームローンに関する規制緩和要望について、どのように考えるか。

- （１） 平成 20 年改正において原則適用制に移行した趣旨を踏まえると、適用除外は、①他法令で同一趣旨の規制が課されているため二重規制を解消する必要がある、②現行法の適用除外規制と同様の考え方が成立する、といった例外的な場合に限って、検討し得るものではないか。
- （２） また、上記の検討の際、ローンの対象となる事業の許認可が他法令により課されているのみでは足りず、割賦販売法が果たすべき規制目的が他法令により実質的に充足されているかどうかに関して、明確な説明及び根拠が必要である。さらに、例外的に割販法の適用除外を検討する場合にも、除外とする義務の範囲については、個別具体的に検討すべきではないか。

3. 2. 取引の電子化に対応するための技術的事項

○ 割販法上の各書面の電子化の可否について

隣接法領域との比較を踏まえ、割販法上の各書面のうち、いわゆる書面一括法の制定時に電子化が見送られたものについて、電子化することは可能か。

○ 電子化が認められている書面のさらなる簡素化の可否について

既に電子化が認められている書面についても、さらに要件を柔軟化する等の見直しを行うことは可能か。

- （１） 書面一括法の制定時に見送られたもののうち、消費者からのクーリング・オフ申立書面（35条の3の10）については、消費者の便宜を図るという観点から、電子化を検討してはどうか。これを電子化した場合、クーリング・オフの行使が簡便となることにより、クーリング・オフを多く申し立てられた業者が、その対応コストを自らの商品に転嫁し、商品が高値になることで、市場論理によって淘汰される可能性があり、悪質加盟店排除という効果も期待できるのではないか。

もっとも、書面の発信状況の確認がとれるか否かについては技術的問題もあり得る。また、他法における取扱いと平仄をとる必要もあるのではないか。

- （２） また、既に電子化が認められた書面についても、移動端末によってカード利用できる環境が拡大しつつあることから、業界の要望等を勘案しながら、必要に応じて要件の柔軟化等を検討してはどうか。

以上